

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 苗 馨允

論 文 題 目 Issues Affecting Convergence of Chinese Accounting Standards with IFRS

(中国における国際財務報告基準(IFRS)との
コンバージェンスを巡る諸問題)

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院経済学研究科教授 角ヶ谷典幸

名古屋大学大学院経済学研究科教授 野口晃弘

名古屋大学大学院経済学研究科教授 小沢浩

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の概要

(1) 本論文の目的

本論文は、Gernon and Wallace (1995)のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用し、国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンス（収斂。差異縮小）の影響を加味しながら、中国の会計環境を解明することを目的としたものである。国際会計基準審議会(IASB)は、2001年以降、財務報告基準の国際的な統一を図るために、コンバージェンスやIFRSのアドプション（直接的適用）を推し進めてきた。とりわけ欧州連合(EU)諸国がIFRSの強制適用を開始した2005年以降、IFRSを採用する国々が着実に増加し、2016年8月現在、IFRSを強制適用または任意適用している国は130カ国に達したといわれている。

ところが、IASBはいわゆる「アングロアメリカンモデル」を前提としているため、投資家指向が強く、公正価値会計の広範な適用を推奨し、会計専門家の判断を重視する傾向にある。アングロアメリカンモデルは、資本市場が発達し、市場規律を前提としたコーポレートガバナンスが採用されている国々では有効に機能する可能性が高い。しかし、国家の影響力が強く、市場が発展途上で、会計専門家の判断よりもルールやガイダンスの遵守が重視される中国において、IFRSが有効に機能する保証はない。本論文では、中国の会計諸環境、すなわち社会的、組織的、専門的、政治的、会計的側面を包括的に検討する作業を通じて、中国はなぜIFRSのアドプションに消極的なのか、中国がIFRSとのコンバージェンスを一層、促進させるためには、いかなる対応が求められるのかなどについて検討されている。

(2) 本論文の構成と内容

本論文は、以下7つの章から構成されている。

第1章「はじめに」(Introduction)では、研究の背景、目的およびインプリケーションなどについて述べられている。

第2章「中国会計基準のIFRSとのコンバージェンスの過程」(Convergence Process of Chinese GAAP with IFRS)では、中国におけるIFRSとのコンバージェンスの過程が3つの時期に分けて検討されている。つまり、(1)2006年から2010年にかけて中国会計基準（「企業会計準則」）の新設・改訂を行い、（表面上）IFRSとのコンバージェンスを達成した時期、(2)2010年から2015年にかけて中国会計基準を継続的に新設・改定し、IFRSとの実質的なコンバージェンスをロードマップに沿って推進した時期、(3)2015年以降、IFRS財団との合意（「北京合意」）に基づきIFRSとのフル・コンバージェンス（重要な差異をなくすこと）を目指すとともに、IFRSのアドプションの是非が議論されるようになった時期、である。

第3章「先行研究の調査」(Relevant Prior Literature Review)では、中国会計基準および会計実務に関連する先行研究の知見が整理されている。とりわけ、中国会計基準とIFRSとの重要な差異がある会計基準—企業結合会計や公正価値会計など—について整理されている。たとえば、中国の企業結合会計基準では、パーチェス法に加えて持分プーリング法が認められているが、IFRSではパーチェス法しか認められていないため、その経緯や理由について調査した先行研究が紹介されている。また、中国会計基準では公正価値会計の適用範囲がIFRSに比べて狭いため、その理由について調査した先行研究が紹介されている。

論文審査の結果の要旨

あわせて、中国国有企業（SOE）の企業支配が企業結合会計基準や公正価値会計の適用に与える影響などに関する先行研究が紹介されている。

第4章「研究方法」(Research Methods)では、Gernon and Wallace (1995)のアカウンティング・エコロジー・フレームワークが説明されている。Gernon and Wallace (1995)は、会計基準（会計実務）について論じる際、少なくとも5つの側面、すなわち社会的、組織的、専門的、政治的、会計的側面の相互作用を念頭において論じる必要性を説いた。ここに、社会的側面とは、社会における構造的、経済的、文化的、法律的要素が含まれる環境をいう。組織的側面とは、組織の規模・複雑さ、テクノロジー、人的・資本的資源をはじめとする要素で、会計システムの選択や設定に影響を及ぼす環境をいう。専門的側面とは、会計専門家に対する教育・研究、職業倫理、規律などの要素が含まれる環境をいう。政治的（個人的）側面とは、個人や団体が会計基準設定主体にロビー活動をし、また自身の利益のために会計数値を利用する環境をいう。そして、会計的側面とは、会計基準、財務報告の頻度、ディスクロージャー制度および会計実務などの要素で、他の環境から影響を受けると同時に、他の環境に影響を及ぼす環境をいう。

第5章「中国の会計環境の分析」(Analyses of the Chinese Accounting Ecology)では、前述した Gernon and Wallace (1995)のフレームワークを用いて、中国の会計諸環境が社会的、組織的、専門的、政治的、会計的側面から包括的に検討されている。

本論文が社会的側面として着目したのは、経済的要素と文化的要素であった。中国は鄧小平による1978年の「改革開放」政策以降、市場原理と市場メカニズムを徐々に導入し、外国直接投資(FDI)や輸出を梃にして発展してきた。その間、世界貿易機関(WTO)などの国際機関は投資・融資判断に財務報告書を使用する必要性から、中国会計基準を国際化するように圧力をかけてきた。国際会計基準(IAS)は歴史的原価会計のみならず、公正価値会計の適用によって財務報告書の透明性を高める傾向にあるが（アングロアメリカン諸国では金融業にウェイトが置かれているため、公正価値会計の重要性が相対的に高いが）、中国では第二次産業や製造業にウェイトが置かれ、歴史的原価会計に基づく財務報告書が好まれる傾向にあったために、中国政府はIASとの調和化に消極的であったことが述べられている。また、中国に浸透している儒教の儉約の精神は保守的な経理（評価益を認識しない歴史的原価会計）と親和性があり、それが公正価値会計の過度な適用を制限する方向に働いてきたことが示されている。

組織的側面として着目したのは、資金調達方法であった。1990年代に入り、中国企業は海外の資本市場での資金調達を増加させたが、大部分の中国企業は国内の資本市場と信用市場から資金調達を行っており、とりわけ銀行借入比率が高い。よって、中国企業が作成する財務報告書の主たる利用者は海外の投資家ではなく、中国国内の投資家と債権者である。それゆえ、大部分の中国企業は中国会計基準に基づいて財務報告書を作成すれば十分であり、IFRSを適用するインセンティブは希薄であることが示されている。

専門的側面として着目したのは、会計専門家（公認会計士）に関わる制度や判断特性であった。1998年以降、中国財政部は国家会計学院を北京、上海、厦門に設立し、IFRSと国際監査基準に関する教育・訓練制度を取り入れたが、参加者は一握りのエリートだけであった。また、公認会計士数がアングロアメリカン諸国に比べて少ないのに加えて、中国の公認会計士はIFRSが求める原則主義ではなく、細則主義に慣れ親しんできたことが指摘されている。さらに、中国の公認会計士は、（とりわけ流動性が低い市場における）公正価値を見積もる能力が不十分であることも示されている。

論文審査の結果の要旨

政治的側面として着目したのは、中国財政部のコンフリクトであった。つまり、中国財政部は、国際機関から中国会計基準と IFRS とのコンバージェンスを促進するように圧力（外圧）を受けてきたのと同時に、国内の資本市場を監督する証券監督管理委員会（証監会）などのステークホルダーから公正価値会計の過度な適用を抑制する（よって IFRS のアドプションを慎重に行う）ように圧力を受けてきた。

最後に、会計的側面として着目したのは、公正価値会計の是非であった。中国財政部は 1998 年に債務整理などに対して初めて公正価値会計を導入したが、その後、多くの上場企業が上場要件を満たすために公正価値会計を悪用し、利益を水増ししたことが発覚した。これらの会計不正を抑制するために、中国財政部は 2001 年に会計基準を改正し、公正価値会計の適用を制限した。中国財政部は 2006 年に IFRS とのコンバージェンスを図るために「新企業会計準則」を公表し、公正価値測定を再導入したが、その適用（エンフォースメント）に当たっては慎重な態度を貫いていることが示されている。

第 6 章「中国において IFRS を適用する際に考慮すべき他の諸側面」(Other Factors Related to the IFRS Implementation in China)では、中国会計基準と IFRS とのコンバージェンスをさらに促進する場合や（仮に）アドプションをする場合に考慮すべき他の諸側面について検討されている。具体的に、まず、中国財政部によるエンドースメント手続きの可能性について言及されている。つまり、中国財政部が公正価値会計などについて IFRS を修正したり、一部除外（カーブアウト）したりすることにより、中国における IFRS のアドプション（任意適用）が実現する可能性がある旨の指摘がされている。また、IFRS に対する解釈指針や適用ガイダンスなどを整えることによって、細則主義に慣れ親しんだ財務報告書作成者や公認会計士の判断が容易になることが指摘されている。しかし、IFRS のアドプションによって会計利益と課税所得が乖離し、その調整コストが発生すること、財務報告書を作成するスタッフの育成や訓練に関するコストが発生すること、公認会計士の教育・研修コストが追加的に発生すること、財政部や証監会によるエンフォースメント（監督・監査）コストが増加することが指摘されている。それ以外にも、英語で作成された IFRS を中国語に翻訳することは困難であり、いずれを用いるのかによって、財務報告書の作成者や公認会計士の判断が変わりうることが示されている。

第 7 章「議論と結論」(Discussion and Conclusion)では、中国の会計諸環境が整理されている。また、中国がフル・コンバージェンスを達成し、IFRS をアドプションするためには、今後、いかなる対応が求められるのかなどについて整理されている。あわせて、残された課題等について述べられている。

2. 本論文の評価

本論文は、以下のような点において評価できる。

第一に、本論文は中国の会計諸環境を包括的に検討していることである。本論文は中国の会計諸環境を明らかにする作業を通じて、中国が IFRS のアドプションに消極的な理由、IFRS とのコンバージェンスを促進させるために必要な対応などについて検討しており、その意味で先駆的な研究であるといえる。また、本論文は各国の会計基準や会計実務は他の諸環境との相互作用の結果であり、会計およびその周辺環境が異なれば、IFRS とのコンバージェンスのあり方も異なることを示唆するものであり、この点は評価に値する。

第二に、通常、公正価値会計は歴史的な原価会計との対比で論じられるだけであるが、本

論文審査の結果の要旨

論文では、公正価値会計が社会的、組織的、専門的、政治的、会計的側面を踏まえて論じられていることである。つまり、本論文によれば、中国が公正価値会計の過度な適用に対して批判的であるのは、中国では第二次産業や製造業のウェイトが高く、儒教の儉約（保守主義）の精神が浸透しているためである。また、大部分の中国企業は国内の資本市場と信用市場から資金調達を行っており、国有企業による企業支配が一般的であるために、財務報告書の透明性を高めようとする圧力が希薄であるためである。さらに、公正価値会計を適用するためには判断や見積もりが必要であるが、中国の財務報告書作成者や公認会計士は専門的判断よりも基準やガイドラインの遵守を尊重する傾向にあるためである。加えて、中国企業が上場要件を維持するために公正価値会計を悪用して会計不正（利益の水増し）を行ってきた経緯があるためである。

第三に、本論文は、膨大な資料を用いて分析されていることである。具体的には、会計基準、ガイダンス、研究論文、書籍、報告書、統計資料に加えて、中国政府や政治家の発言が掲載された雑誌記事、新聞記事を広範に入手し分析されている。とりわけ、中国財政部の発言や報告書について具に調査されている。

このように本論文は数々の学術的価値を有するが、残された課題もある。

第一に、本論文の研究対象は 2006 年から 2015 年であるが、2006 年の会計諸環境と 2015 年の会計諸環境はどのように異なり、なぜ変化したのか、その詳細な分析がなされていないことである。この問題は Gernon and Wallace (1995) のアカウンティング・エコロジー・フレームワークを援用した他の先行研究についても言いうることであり、今後の研究によって解明すべき課題である。

第二に、中国国内のステークホルダーの意見は多様であるのにもかかわらず、その分析がなされていないことである。今後、ステークホルダー間—たとえば規制当局（財政部、証監会）、製造業、サービス業、アナリスト、公認会計士協会、会計研究者—の意見の相違、企業規模別の意見の相違、グローバル企業とローカル企業の意見の相違などの分析をすることが望まれる。

ただし、これらの課題の指摘は、あくまでも今後の研究をさらに発展させるためのものであり、本論文のもつ学術的価値を損なうものではない。

3. 結論

以上の評価に基づき、われわれは本論文が博士（経済学）の学位に値するものであることを認める。

2017 年 2 月 15 日

論文審査担当者

主査	名古屋大学大学院経済学研究科	教授	角ヶ谷典幸
委員	名古屋大学大学院経済学研究科	教授	野口晃弘
委員	名古屋大学大学院経済学研究科	教授	小沢浩